

美波町長 影 治 信 良 様

日本労働組合総連合会
徳島県連合会
会 長 新 居 栄 治

連合徳島南部地域協議会
議 長 松 本 佳 彦

「働くことを軸とする安心社会」へ向けた要請書

爽秋の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、私ども連合徳島の諸活動に、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに対しまして、厚く御礼と感謝を申し上げます。

連合徳島は、誰もが安心して働くことができるワークルールとディーセント・ワークの確立、分厚い中間層の復活に向けた適正な配分の実現、全世代支援型社会保障制度のさらなる構築、持続可能で包括的な社会の実現をはじめ、すべての働く者・生活者のくらしの底上げ・底支えと格差是正、貧困の撲滅に資する政策の実行が不可欠であると考えています。そして、その政策実現に向けては、内外における政策発信力を一層強化していきます。

具体的には、1. 地方税財政の確立 2. すべての労働者に対する職業能力開発機会の充実 3. 良質な雇用・就業機会の実現に向けた対応 4. 最低賃金の履行確保の強化 5. 公契約条例の制定による公契約の適正化 6. 生活困窮者自立支援体制の確立と子どもの貧困対策、生活保護の運営体制の改善・充実 7. 介護サービスの安定的な提供と地域包括システム介護人材の処遇改善・専門性の向上 8. インクルーシブな社会の実現に向けた取り組み 9. 子ども・子育て支援新制度の着実な実施と、すべての子どもが心身ともに健やかに育つための環境整備 10. 教育の機会均等の保障と貧困の連鎖防止、労働教育の推進 11. 消費者の視点に立った消費者政策の推進 12. 総合的な防災・減災対策の充実 13. 男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し 14. 男女が仕事と生活を調和できる環境整備の推進 15. 学校における働き方改革の推進 以上にかかる政策課題に対する政策・制度要求を策定いたしました。

つきましては、美波町における市政運営および2020年度予算に積極的に反映いただきますとともに、国及び徳島県への要望事項の中に盛り込んでくださいますよう要請申し上げます。

なお、この要請書に対し回答日を11月中旬までに設定していただき、口頭と併せて文書による回答をいただければ幸いです。

よろしくお願い申し上げます。

以上

「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて

1. 地方税財政の確立

「ふるさと納税制度」について、本来寄付金は経済的利益の無償の供与であることを鑑み、高所得者優遇につながる過度な返礼品は慎み、制度の理念に沿った適切な制度運営に努めること。

2. すべての労働者に対する職業能力開発機会の充実

真に訓練が必要とする者が確実に訓練を受講することができるよう、福祉事務所やハローワークへの来所者を公的職業訓練へ誘導することの強化を求めること。

3. 良質な雇用・就業機会の実現に向けた対応

- (1) 国、学校、事業主、職業紹介事業者、求人情報提供事業等の就職支援関係者、地域若者サポートステーションや労使団体等の地域における関係者と連携しニートや中途退学者等を含め、個々の若者のニーズに沿った円滑な就職等の実現に向けた取り組みを行うこと。
- (2) 国、学校、労使団体等と連携し、UIJターンを含めた地域での就職を積極的に支援するため、地域での人材育成をはかるとともに、良質な雇用の創出と定着に向けた取り組みを進めること。
- (3) シルバー人材センターが行う職業紹介事業および労働者派遣事業に限り実施可能である「臨・短・軽」要件の緩和にあたっては、労働者を保護し、民業圧迫が発生しないよう対応をはかる。また、同事業における派遣・請負の区分については、ガイドラインなどを踏まえ、適正に運用すること。

4. 最低賃金の履行確保の強化

最低賃金額や最低賃金引き上げに向けた中小企業支援策を周知徹底するとともに最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額を見直すこと。

5. 公契約条例の制定による公契約の適正化

公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民の福祉の増進に寄与することを目的として公契約条例を制定すること。また、公契約基本法の制定を国に強く働きかけること。

6. 生活困窮者自立支援体制の確立と子どもの貧困対策、生活保護の運営体制の改善・充実

- (1) 地域福祉の推進に向けて、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など制度について、地域住民や働く者が参加し一体的に市町村福祉計画を算定すること。

(2) 生活困窮者をその個々の事情、状況等に合わせ包括的・継続的に支えていくため、生活困窮者自立支援制度の実施体制の整備をさらに進めること。任意事業である就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業を積極的に実施すること。また、自立相談支援事業と就労準備支援事業、家計相談支援事業については、一体的な実施に積極的に取り組むこと。

(3) 「子どもの貧困」の解消に向け、教育の機会均等を保障すること。

「貧困の連鎖」を防止すべく、就学援助制度における準要保護者の対象水準の引下げを行わず、同制度を維持・拡充すること。居場所の提供や生活習慣の向上等の取り組みも含め、生活困窮者自立支援制度の学習支援事業等を積極的に実施すること。

(4) 生活保護制度の充実と、生活保護を必要としている人が確実に受給できる運営体制の改善を図る。具体的には、福祉事務所設置の自治体においては、ケースワーカー標準配置数を充足するよう人員を配置すること。また、社会福祉士、精神保健福祉士などの有資格者の採用や適正配置を行うとともに、職員のキャリアアップを考慮した人事異動を行うなど、人材の確保と育成を進めること。

7. 介護サービスの安定的な提供と地域包括システム介護人材の処遇改善・専門性の向上

(1) 要支援1, 2の者に対する介護予防・日常生活支援総合事業について、以下の対応を図ること。利用者のサービスへのアクセスを損なわないよう、多様な主体によるサービスの展開・普及を支援すること。その際、安価な報酬によるサービスやボランティアの濫用によって労働者の賃金水準やサービスの質の低下を招かないようにすること。

(2) 介護職員の処遇改善を確実に実現し、介護人材の専門性向上及び人材の定着をはかること。

(3) 労働者が介護をしながら働き続けることができ、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護の連携強化と十分な介護サービスの提供体制を整備すること。地域包括支援センターの機能と役割を強化し、地域支援事業を確実に実施するとともに、任意事業である介護給付費適正化事業、家族介護支援事業に積極的に取り組むこと。利用者への虐待などハラスメントを根絶するため、高齢者虐待防止法について住民への周知をはかるとともに、事業者、介護労働者への研修、指導を充実、徹底すること。また、利用者やその家族からの相談・通報に対して迅速に対応できるように体制整備を行うこと。

8. インクルーシブな社会の実現に向けた取り組み

(1) 障がい者の自立支援と社会参加を促進し、利用者の実情に応じた障がい者支援サービスを適切に提供すること。障害者優先調達推進法(いわゆるハート購入法)に基づき、障害者就労施設などから積極的に仕事の発注や物品の購入を行うこと。

(2) 障がい者の権利を保障するため、関連法の実効性を高める取り組みを推進すること。障害者差別解消法について、住民への周知を徹底すること。地域におけるあらゆる意思決定の場への障がい当事者の参画を保障すること。災害情報の提供にあたっては、障がい者の特性に配慮した伝達手段やコミュニティネットワークを

整備すること。また、障がい者福祉施設におけるすべての役職員に対し、虐待防止に向けた研修を徹底するよう指導を強化すること。

9. 子ども・子育て支援新制度の着実な実施と、すべての子どもが心身ともに健やかに育つための環境整備

- (1) 待機児童解消や、子どもやその保護者がおかれている環境や地域の実情の反映に向け、子どもの最善の利益を優先しつつ、子ども・子育て支援事業計画を適切な内容へ見直すこと。見直しにあたっては、地方版「子ども・子育て会議」を開催し、関係者の意見を反映すること。
- (2) 子どもが心身ともに健やかに成長するのに必要な、幼児教育・保育の「質の確保」のため、幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。
- (3) 地方版「子ども・子育て会議」に必ず労働者代表を参画させるとともに、会議を定期的に行うこと。
- (4) 次世代育成支援対策協議会の設置や、くるみんなどの「認定マーク」の周知活動の強化など、自治体や企業における次世代支援対策を推進すること。

10. 教育の機会均等の保障と貧困の連鎖防止、労働教育の推進

- (1) ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるよう、労働教育のカリキュラム化を推進すること。また、労働組合役員やOB・OGなど、外部講師による出前講座や職場見学の機会などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を設定すること。
- (2) 社会人として必要な知識を身につけるための主権者教育を充実すること。
- (3) 貧困の連鎖を断ち切り、家庭の経済格差が教育機会の格差を生まないよう、教育にかかる費用の無償化を行い、社会全体で子どもたちの学びを支えること。
- (4) いじめ問題の解決に向けて、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをすべての小・中・高校に常勤配置すること。

11. 消費者の視点に立った消費者政策の推進

- (1) 持続可能な開発目標（SDGs）の目標8「ディーセント・ワーク」の推進、目標12「持続可能な生産と消費」の実現に向け、事業者と消費者の健全なコミュニケーションに基づく消費活動を促進するための消費者教育を推進するとともに、事業者における消費者保護のための従業員教育を支援すること。
- (2) 消費者保護の強化に向け、悪徳商法・特殊詐欺の新たな手口に関する注意喚起を行うとともに、消費者被害に関する裁判例、相談事例の蓄積を踏まえた法整備を行うこと。

12. 総合的な防災・減災対策の充実

- (1) 平時から「顔の見える関係」を構築し、災害時の助け合いにつなげるとともに、地方防災会議への女性・若年者・高齢者・障がい者の参画を担保すること。
- (2) 多発している土砂災害や豪雨水害などの経験を踏まえ、災害がより発生しやすい箇所を特定しつつ森林管理を重点的に行うとともに、盛土・斜面の崩壊や堤防決壊を防ぐ工事などを強化すること。
- (3) 住民、地域組織、民間企業などと連携し、発災時には特性の違う複数の手段により被害状況の収集・集約・精査し、防災関係機関、報道機関、ライフライン、公共交通機関へ情報共有をはかること。

13. 男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し

- (1) 政府の第4次男女共同参画基本計画を踏まえ、男女共同参画基本計画を見直す際は男女の人権を尊重するとした男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、女性に対する暴力への対策や、ひとり親をはじめ様々な困難な状況に置かれている女性等の困難解消に向けた環境整備を重点的に推進すること。
- (2) 教職員、警察官、婦人相談員、人権擁護委員、民生委員、児童委員等の対応者側に、セクシャル・ハラスメントや配偶者からの暴力、つきまとい行為、児童虐待、LGBTや性的指向・性自認(SOGI)に関する理解を深めるため、研修の実施や最新の情報提供を行うこと。
- (3) パートナーシップ制度導入に向け、体制整備を行うこと。

14. 男女が仕事と生活を調和できる環境整備の推進

- (1) 仕事と介護の両立に向けて、地域包括支援センター等において、両立支援制度と介護保険サービス等の情報提供を行うとともに、相談対応の強化をはかること。
- (2) 妊娠・出産・育児期に離職することなく安心して働き続けられる環境の整備に向けて、ワンストップサービスの充実を図る。両立支援制度等の情報提供や相談対応の強化をはかるとともに、保育所や放課後児童クラブ等の待機児童解消と質の向上をはかること。

15. 学校における働き方改革の推進

- (1) 学校が担っている業務について、①学校が担うべき業務②学校の業務だが必ずしも教員が担う必要のない業務③教員の業務に仕分け、教員の業務および勤務時間を削減すること。
- (2) 「一年単位の変形労働時間制」の対象は、「部活動ガイドライン」や「勤務時間上限に関するガイドライン」を遵守している学校に限定すること。